

東北町スマート農業関連資格取得事業補助金実施要綱

制定 令和2年9月11日付け東北農水第368号

第1 趣旨

町では産業用マルチローター(以下マルチローターという。)の活用を促進することにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び省力化を目的とし、農林水産業者のマルチローターの操縦者育成のためにこの実施要綱を定める。

第2 補助対象者

補助事業の対象者は、東北町に住所を有し、町税等の滞納がない農林水産業を営む個人又は法人。
なお、水産業者については、漁業組合の正組合員であるものとする。

第3 事業対象期間

本事業の対象期間は、令和2年5月14日から令和3年3月31日までとする。

第4 補助対象経費

本事業の支援対象は、マルチローターの操縦者育成のための講習(国土交通省航空局の公表する「無人航空機等の操縦者に対する技能認証を実施する講習団体」が実施する講習に限る。)に係る経費とする。

第5 事業実績の報告

事業実施者は、事業実施後速やかに事業実績報告書を作成し、町長に報告しなければならない。

第6 補助対象者の選定

補助対象者の選定は、予算の範囲内で決定する。申請状況に応じて抽選において決定する。

その他

本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

附則

この要綱は令和2年9月11日から施行する。